

所得税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等)

第七条 省略

2 省略

3 法第十条第二項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。)又は情報が記録された電磁的記録とする。

一 署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項(個人番号カード用署名用電子証明書の発行)に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項及び第六項において同じ。)

二 省略

4 5 7 省略

8 提出者が、次に掲げる場合に該当することとなった場合(当該提出者が前項に規定する申請書を提出し、又は電磁的方法により当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供した金融機関(以下第十二項までにおいて「提出先金融機関」という。)の営業所等に非課税貯蓄に関する異動申告書を提出した場合を除く。以下この項において同じ。)には、当該提出者は、遅滞なく、当該提出先金融機関の営業所等に、その変更前の氏名、住所及び個人番号並びに変更後の氏名、住所及び個人番号(第一号に掲げる場合には、その変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名及び住所)を記載した届出書(第四項各号に掲げるいずれかの書類(第一号に掲げる場合には、同項各号に掲げるいずれかの書類又は次条第二項に規定する書類)の写しの添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書を送信しているものに限る。)を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び次に掲げる場合に該当することとなった場合も、同様とする。

一・二 省略

9 5 13 省略

(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等)

第七条 同上

2 同上

3 同上

一 署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項(署名用電子証明書の発行)に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項及び第六項において同じ。)

二 同上

4 5 7 同上

8 提出者が、次に掲げる場合に該当することとなった場合(当該提出者が前項に規定する申請書を提出し、又は電磁的方法により当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供した金融機関(以下第十二項までにおいて「提出先金融機関」という。)の営業所等に非課税貯蓄に関する異動申告書を提出した場合を除く。以下この項において同じ。)には、当該提出者は、遅滞なく、当該提出先金融機関の営業所等に、その変更前の氏名、住所及び個人番号並びに変更後の氏名、住所及び個人番号(第一号に掲げる場合にあっては、その変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名及び住所)を記載した届出書(第四項各号に掲げるいずれかの書類(第一号に掲げる場合にあっては、同項各号に掲げるいずれかの書類又は次条第二項に規定する書類)の写しの添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書を送信しているものに限る。)を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び次に掲げる場合に該当することとなった場合も、同様とする。

一・二 同上

9 5 13 同上

(更生計画認可の決定等に準ずる事由)

第三十五条 令第四百四十四条第一項第一号ホ(個別評価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する財務省令で定める事由は、法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの(同号二に掲げる事由を除く。)とする。

一・二 省略

(青色専従者給与に関する届出書の記載事項等)

第三十六条の四 法第五十七条第二項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜三 省略

四 その事業に従事する他の使用人に対して支払う給与の金額

五 その他参考となるべき事項

2・3 省略

(給与等の支払者による証明等)

第三十六条の五 法第五十七条の二第二項各号(給与所得者の特定支出の控除の特例)に規定する証明(同項第四号及び第五号に規定する証明にあつては、これらの規定に規定する給与等の支払者による証明に限る。)は、同条第一項の規定の適用を受けようとする居住者の申出に基づき、同条第二項に規定する支出の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項(当該支出につき同項に規定する給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合には、当該補填される部分の金額を含む。)につき行われるものとする。

一〜九 省略

2 前項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、法第五十七条の二第二項第四号及び第五号に規定するキャリアコンサルタントによる証明について準用する。この場合において、前項中「事項(当該支出につき同項に規定する給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合には、当該補填される部分の金額を含む。)」とあるのは、「事項」と読み替えるものとする。

(更生計画認可の決定等に準ずる事由)

第三十五条 令第四百四十四条第一項第一号ニ(個別評価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する財務省令で定める事由は、法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものとする。

一・二 同上

(青色専従者給与に関する届出書の記載事項等)

第三十六条の四 同上

一〜三 同上

四 その事業に従事する他の使用人に対して支払う給与の金額並びにその支給の方法及び形態

五 昇給の基準その他参考となるべき事項

2・3 同上

(給与等の支払者による証明等)

第三十六条の五 法第五十七条の二第二項各号(給与所得者の特定支出の控除の特例)に規定する証明は、同条第一項の規定の適用を受けようとする居住者の書面による申出に基づき、同条第二項に規定する支出の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項(当該支出につき同項に規定する給与等の支払者(以下この項において「給与等の支払者」という。)により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合には、当該補填される部分の金額を含む。)につき書面により行われるものとする。

一〜九 同上

6| 5| 4| 3|
省 省 省 省
略 略 略 略

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)

第三十七条の二 省 略

2 5 省 略

6 令第七十条第三項第二号（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 令第二百六十六条の二第十項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）において準用する法第三百三十七条の三第九項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定

二 令第二百六十六条の二第十一項において準用する法第三百三十七条の三第十項において準用する同条第九項の規定

7 令第七十条第三項第三号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 令第二百六十六条の三第八項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）において準用する法第三百三十七条の三第十項において準用する同条第九項の規定

二 令第二百六十六条の三第二十項において準用する法第三百三十七条の三第九項の規定

三 令第二百六十六条の三第二十一項において準用する法第三百三十七条の三第十項において準用する同条第九項の規定

8 5 11 省 略

(確定所得申告書に添付すべき書類等)

第四十七条の二 省 略

2 省 略

3 令第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法第七十八条第二項（寄附金控除）に規定する特定寄附金（以下この項において「特定寄附金」という。）の区分に応じ当該各号に

5| 4| 3| 2|
同 同 同 同
上 上 上 上

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)

第三十七条の二 同 上

2 5 同 上

6 同 上

一 令第二百六十六条の二第八項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）において準用する法第三百三十七条の三第九項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定

二 令第二百六十六条の二第九項において準用する法第三百三十七条の三第十項において準用する同条第九項の規定

7 同 上

一 令第二百六十六条の三第五項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）において準用する法第三百三十七条の三第十項において準用する同条第九項の規定

二 令第二百六十六条の三第十七項において準用する法第三百三十七条の三第九項の規定

三 令第二百六十六条の三第十八項において準用する法第三百三十七条の三第十項において準用する同条第九項の規定

8 5 11 同 上

(確定所得申告書に添付すべき書類等)

第四十七条の二 同 上

2 同 上

3 同 上

定める書類とする。

一・二 省 略

三 租税特別措置法第四十一条の十八第一項（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）の規定により特定寄附金とみなされるもの、総務大臣、都道府県の選挙管理委員会、中央選挙管理会又は同項第四号イに規定する指定都市の選挙管理委員会の当該特定寄附金が政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条（報告書の提出）若しくは第十七条（解散の届出等）又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）の規定による報告書により報告されたものである旨及びその特定寄附金を受領したものが租税特別措置法第四十一条の十八第一項各号に掲げる団体又は同項第四号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等）、第八十六条の三（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等）又は第八十六条の四（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等）の規定により届出のあつた者（以下この号において「届出のあつた公職の候補者」という。）である旨を証する書類で当該報告書により報告された又は政治資金規正法第六条から第七条まで（政治団体の届出等）若しくは公職選挙法第八十六条から第八十六条の四まで（立候補の届出等）の規定により届出のあつた次に掲げる事項の記載があるもの

イ ト 省 略

四 租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項（認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）の規定により特定寄附金とみなされるもの、当該特定寄附金を受領した同項に規定する認定特定非営利活動法人等の受領した旨（当該特定寄附金が当該認定特定非営利活動法人等の行う同項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金である旨を含む。）、当該特定寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類

4・5 省 略

6 令第二百六十二条第三項第二号に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類であつて、同項の居住者がその年において同項に規定する国

一・二 同 上

三 租税特別措置法第四十一条の十八第一項（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例）の規定により特定寄附金とみなされるもの、総務大臣、都道府県の選挙管理委員会、中央選挙管理会又は同項第四号イに規定する指定都市の選挙管理委員会の当該特定寄附金が政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条（報告書の提出）若しくは第十七条（解散の届出等）又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）の規定による報告書により報告されたものである旨及びその特定寄附金を受領したものが租税特別措置法第四十一条の十八第一項各号に掲げる団体又は同項第四号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等）、第八十六条の三（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等）又は第八十六条の四（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等）の規定により届出のあつた者（以下この号において「届出のあつた公職の候補者」という。）である旨を証する書類で当該報告書により報告された又は政治資金規正法第六条から第七条まで（政治団体の届出等）若しくは公職選挙法第八十六条から第八十六条の四まで（立候補の届出等）の規定により届出のあつた次に掲げる事項の記載があるもの

イ ト 同 上

四 租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項（認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例）の規定により特定寄附金とみなされるもの、当該特定寄附金を受領した同項に規定する認定特定非営利活動法人等の受領した旨（当該特定寄附金が当該認定特定非営利活動法人等の行う同項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金である旨を含む。）、当該特定寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類

4・5 同 上

6 同 上

外居住障害者又は国外居住配偶者（以下この項において「国外居住障害者等」という。）の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行つたことを明らかにするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一・二 省 略

三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十二項（定義）に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項（電子決済手段を発行する者に関する特例）の規定により同法第十二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる者（以下この号及び第八項第三号において「みなし電子決済手段等取引業者」という。）を含む。以下この号及び第八項第三号において「電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該居住者の依頼に基づいて行う同条第五項に規定する電子決済手段（以下この号及び第八項第三号において「電子決済手段」という。）の移転によつて当該居住者から当該国外居住障害者等に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）

8 7 省 略

令第二百六十二条第四項第一号ロに規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類であつて、同項の居住者がその年において国外居住扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行つたことを明らかにするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一・二 省 略

三 電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該居住者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によつて当該居住者から当該国外居住扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）

10 9 省 略

令第二百六十二条第四項第三号ロに規定する財務省令で定める書類は、

一・二 同 上

8 7 同 上

一・二 同 上

10 9 同 上

令第二百六十二条第四項第三号ロに規定する財務省令で定める書類は、

第八項に規定する財務省令で定める書類であつて、同条第四項の居住者から国外居住扶養親族である各人へのその年における第八項に規定する支払の金額の合計額が三十八万円以上であることを明らかにするものとする。

11 令第二百六十二条第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 省 略

二 その者が、法第二条第一項第三十二号ハに規定する職業訓練法人の行う同号ハに規定する認定職業訓練を受ける者である場合 次に掲げる書類

イ 当該職業訓練法人の行う当該認定職業訓練の課程が令第十一条の第三第二項第二号に掲げる事項に該当するものである旨を厚生労働大臣が証する書類の写しとして当該職業訓練法人の代表者から交付を受けたもの

ロ 省 略

12 省 略

第五十二条の二 令第二百六十六条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する財務省令で定める書類は、法第三百三十七条の二第二号（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する非上場株式等（以下この項において「非上場株式等」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 次号に掲げる非上場株式等以外のもの 次に掲げる書類

イ 法第三百三十七条の二第一項の規定の適用を受けようとする個人が非上場株式等である株式に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該個人が自署したものに限るものとし、ロ(1)に掲げる書類を提出する場合には自己の印を押しているものに限る。）

ロ 次に掲げるいずれかの書類

(1) イの個人の印に係る印鑑証明書

(2) イの個人の自署に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。次号ロ(2)において同じ。）が証する書類

第八項に規定する書類であつて、同条第四項の居住者から国外居住扶養親族である各人へのその年における第八項に規定する支払の金額の合計額が三十八万円以上であることを明らかにする書類とする。

11 同 上

一 同 上

二 その者が、法第二条第一項第三十二号ハに規定する職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者である場合 次に掲げる書類

イ 当該職業訓練法人の行う当該認定職業訓練の課程が令第十一条の第三第二項第二号に掲げる事項に該当するものである旨を厚生労働大臣が証する書類の写しとして当該職業訓練法人の代表者から交付を受けたもの

ロ 同 上

12 同 上

第五十二条の二 （国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）

ハ 当該非上場株式等に係る株式会社が交付した会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九条第一項（株主名簿の記載事項を記載した書面の交付等）の書面（当該株式会社の代表権を有する者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）及び当該株式会社の代表権を有する者の印に係る印鑑証明書

二 合名会社、合資会社又は合同会社に係る非上場株式等 次に掲げる書類

イ 法第三百三十七条の二第一項の規定の適用を受けようとする個人が非上場株式等である当該合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該個人が自署したものに限るものとし、ロ(1)に掲げる書類を提出する場合には自己の印を押しているものに限る。）

ロ 次に掲げるいずれかの書類

(1) イの個人の印に係る印鑑証明書

(2) イの個人の自署に係る領事官が証する書類

ハ 当該合名会社、合資会社又は合同会社がイの質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの

(1) 当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書

(2) 当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されているもの（当該合名会社、合資会社又は合同会社の印を押しているものに限る。）

(3) 及び当該合名会社、合資会社又は合同会社の印に係る印鑑証明書（当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類（当該合名会社、合資会社又は合同会社の印を押しているものに限る。）で郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第四十八条第一項（内容証明）の規定により内容証明を受けたもの及び当該合名会社、合資会社又は合同会社の印に係る印鑑証明書

2 令第二百六十六条の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項第一号イ及びハ又は同項第二号イ及びハに掲げる書類とする。

3 法第三百三十七条の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 省略

法第三百三十七条の二第二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 同上

4| 省略

5| 法第百三十七条の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

三 法第百三十七条の二第一項に規定する適用資産のうち、その年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。次条第六項第三号において同じ。）まで引き続き有しているものの種類別及び名称又は銘柄別の数量及び法第六十条の二第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる金額

四 省略

6| 令第二百六十六条の二第八項に規定する財務省令で定める事実、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一百七十七条第一項（納税管理人）に規定する納税管理人が破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこととする。

7| 法第百三十七条の二第十一項第二号に規定するその他財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 当該株式が金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に類するものであつて外国に所在するものに上場がされていないこと。

二 当該株式が金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）に規定する店頭売買有価証券登録原簿（次号において「店頭売買有価証券登録原簿」という。）に登録がされていないこと。

三 当該株式が店頭売買有価証券登録原簿に類するものであつて外国に備えられるものに登録がされていないこと。

四 当該株式に係る株式会社が会社法第百十七条第七項（株式の価格の決定等）に規定する株券発行会社以外の株式会社であること。

五 第九項に規定する要件を満たすものであること。

8| 前項第一号、第三号及び第五号の規定は、法第百三十七条の二第十一項第二号に規定する合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分で財務省令で定める要件について準用する。

9| 法第百三十七条の二第十一項第二号の規定により読み替えて適用する国

3| 同上

一・二 同上

三 法第百三十七条の二第一項に規定する適用資産のうち、その年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。次条第四項第三号において同じ。）まで引き続き有しているものの種類別及び名称又は銘柄別の数量及び法第六十条の二第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる金額

四 同上

4| 令第二百六十六条の二第六項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する財務省令で定める事実、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一百七十七条第一項（納税管理人）に規定する納税管理人が破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこととする。

税通則法第五十条第二号（担保の種類）に規定する財務省令で定める要件は、当該有価証券及び社員の持分について、質権の設定がされていないこと、差押えがされていないことその他の当該有価証券及び社員の持分について担保の設定又は処分制限（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他の法令の規定による処分の制限をいう。）がされていないこと及び譲渡についての制限が解除されていることとする。

（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）

第五十二条の三 前条第一項の規定は、令第二百六十六条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。

2| 前条第二項の規定は、令第二百六十六条の三第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。

3| 法第三十七条の三第三項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省 略

四 当該贈与又は相続を受けた非居住者が前条第三項第三号に規定する帰国をする予定年月日（当該帰国をする予定がない場合には、その旨）

五 省 略

4| 省 略

5| 令第二百六十六条の三第十一項に規定する財務省令で定める事項は、第四十七条第三項第十三号イからニまでに掲げる事項で令第二百六十六条の三第十一項の修正申告書の提出に係るもの並びに同項に規定する適用被相続人等について生じた法第五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）に規定する遺産分割等の事由の別及び当該遺産分割等の事由が生じた年月日とする。

6| 省 略

7| 法第三十七条の三第十三項第二号の規定により読み替えて適用する国

（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）

第五十二条の三

法第三十七条の三第三項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 同 上

四 当該贈与又は相続を受けた非居住者が前条第一項第三号に規定する帰国をする予定年月日（当該帰国をする予定がない場合には、その旨）

五 同 上

2| 同 上

3| 令第二百六十六条の三第八項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する財務省令で定める事項は、第四十七条第三項第十三号イからニまでに掲げる事項で令第二百六十六条の三第八項の修正申告書の提出に係るもの並びに同項に規定する適用被相続人等について生じた法第五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）に規定する遺産分割等の事由の別及び当該遺産分割等の事由が生じた年月日とする。

4| 同 上

税通則法第五十条第二号（担保の種類）に規定する財務省令で定める要件は、前条第九項に規定する要件とする。

（青色申告承認申請書の記載事項）

第五十五条 法第百四十四条（青色申告の承認の申請）に規定する財務省令

で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

三| 省略

（青色申告をやめようとする場合の届出）

第六十六条 法第百五十一条第一項（青色申告の取りやめ等）に規定する財

務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二| 省略

（給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項）

第七十三条 省略

2 法第百九十四条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百九十四条第三項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号

二 法第百九十四条第三項の規定により經由すべき同条第一項の給与等の

（青色申告承認申請書の記載事項）

第五十五条 同上

一・二 同上

三| 法第百五十条第一項（青色申告の承認の取消し）の規定により青色申告書の提出の承認を取り消され、又は法第百五十一条第一項（青色申告の取りやめ）の規定により青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後再び第一号の申請書を提出しようとする場合には、その取消しに係る同条第二項の規定による通知を受けた日又は取りやめの届出書の提出をした日

四| その年一月十六日以後新たに法第百四十三条（青色申告）に規定する業務を開始した場合には、その開始した年月日

五| 同上

（青色申告をやめようとする場合の届出）

第六十六条 法第百五十一条第一項（青色申告の取りやめ）に規定する財務

省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二| 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

三| 青色申告書の提出をやめようとする理由

四| 同上

（給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項）

第七十三条 同上

2 法第百九十四条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百九十四条第二項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号

二 法第百九十四条第二項の規定により經由すべき同条第一項の給与等の

支払者の氏名又は名称

三・四 省 略

3 法第九十四条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十四条第六項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号

二 法第九十四条第六項の規定により經由すべき同条第一項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称

三 省 略

4 法第九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を受理した同条第一項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

(給与所得者の扶養控除等申告書に添付すべき書類等)

第七十三条の二 省 略

2 省 略

3 令第三百十六條の二第三項に規定する生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類であつて、同項に規定する居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行つたことを明らかにするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一・二 省 略

三 第四十七條の二第六項第三号に規定する電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該居住者の依頼に基づいて行う同号に規定する電子決済手段の移転によつて当該居住者から当該国外居住親族に支払をしたことを明らかにするもの（同号に規定するみなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する同号に規定する電子決済手段に係るものに限る。）

4 令第三百十六條の二第三項に規定する法第二条第一項第三十四号の二(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類として財務省令で定める書類は、前項に規定する財務省令で定める書類であつて、令第三百十六條

支払者の氏名又は名称

三・四 同 上

3 法第九十四条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十四条第五項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号

二 法第九十四条第五項の規定により經由すべき同条第一項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称

三 同 上

4 法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を受理した同条第一項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

(給与所得者の扶養控除等申告書に添付すべき書類等)

第七十三条の二 同 上

2 同 上

3 同 上

一・二 同 上

4 令第三百十六條の二第三項に規定する法第二条第一項第三十四号の二(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類として財務省令で定める書類は、前項に規定する書類であつて、令第三百十六條の二第三項に規定

の二第三項に規定する居住者から国外居住親族である各人へのその年における前項に規定する支払の金額の合計額が三十八万円以上であることを明らかにするものとする。

(従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項)

第七十四条 省 略

2 法第九十五条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十五条第三項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号

二 法第九十五条第三項の規定により經由すべき同条第一項に規定する従たる給与等の支払者の氏名又は名称

三 省 略

3 法第九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書を受理した同条第一項に規定する従たる給与等の支払者は、当該申告書に、当該従たる給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

(給与所得者の保険料控除申告書の記載事項)

第七十五条 法第九十六条第一項第四号(給与所得者の保険料控除申告書

)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十六条第一項の規定による申告書を提出する者の氏名及び住所

二 法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料(以下この号において「社会保険料」という。)については、次に掲げる事項

イ 省 略

ロ 社会保険料のうち自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべきものがある場合には、これらの者の氏名並びにこれらの者の負担すべき社会保険料の法第七十四条第二項各号別の金額及びその支払の相手方の名称

三 省 略

四 法第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する新生命保険料(以下この号において「新生命保険料」という。)については、次に掲げる

する居住者から国外居住親族である各人へのその年における前項に規定する支払の金額の合計額が三十八万円以上であることを明らかにする書類とする。

(従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項)

第七十四条 同 上

2 法第九十五条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十五条第二項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号

二 法第九十五条第二項の規定により經由すべき同条第一項に規定する従たる給与等の支払者の氏名又は名称

三 同 上

3 法第九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書を受理した同条第一項に規定する従たる給与等の支払者は、当該申告書に、当該従たる給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

(給与所得者の保険料控除申告書の記載事項)

第七十五条 同 上

一 法第九十六条第一項の規定による申告書を提出する者(以下この項において「申告者」という。)の氏名及び住所

二 同 上

イ 同 上

ロ 社会保険料のうち自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべきものがある場合には、これらの者の氏名及び申告者との続柄並びにこれらの者の負担すべき社会保険料の法第七十四条第二項各号別の金額及びその支払の相手方の名称

三 同 上

四 同 上

事項

イ 省 略

ロ 保険金、年金、共済金、確定給付企業年金、退職年金又は退職一時金の受取人の氏名

ハ〜ヘ 省 略

五 省 略

六 法第七十六条第二項に規定する介護医療保険料（以下この号において「介護医療保険料」という。）については、次に掲げる事項

イ 省 略

ロ 保険金、年金又は共済金の受取人の氏名

ハ〜ヘ 省 略

七 法第七十六条第三項に規定する新個人年金保険料（以下この号において「新個人年金保険料」という。）については、次に掲げる事項

イ 省 略

ロ 年金の受取人の氏名

ハ・ニ 省 略

八〜十 省 略

2 省 略

（納期の特例に関する承認の申請書）

第七十八条 法第二百七条第一項（納期の特例に関する承認の申請等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第二百十六条（源泉徴収に係る所得税の納期の特例）の規定による承認を受けようとする同条に規定する事務所等に係る給与等の支払を受ける者の数（臨時に雇用している者がある場合には、給与等の支払を受ける者の数及び臨時に雇用している者の数）

三 省 略

四 省 略

（株式等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等）

イ 同 上

ロ 保険金、年金、共済金、確定給付企業年金、退職年金又は退職一時金の受取人の氏名及び申告者との続柄

ハ〜ヘ 同 上

五 同 上

六 同 上

イ 同 上

ロ 保険金、年金又は共済金の受取人の氏名及び申告者との続柄

ハ〜ヘ 同 上

七 同 上

イ 同 上

ロ 年金の受取人の氏名及び申告者との続柄

ハ・ニ 同 上

八〜十 同 上

2 同 上

（納期の特例に関する承認の申請書）

第七十八条 同 上

一 同 上

二 法第二百十六条（源泉徴収に係る所得税の納期の特例）の規定による承認を受けようとする同条に規定する事務所等に係る最近における六月間の月別の給与等の支払を受ける者の数及び当該給与等の金額並びに臨時に雇用している者がある場合には、その者に係るこれらの内訳

三 同 上

四 第一号の申請書を提出した日以前一年以内において法第二百七条第四項の規定による取消しの通知を受けたことの有無

五 同 上

（株式等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等）

第八十一条の二十 省略

2 前項において準用する第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号に掲げる個人（国内に住所を有しない者に限る。）又は同条第四項第四号に掲げる外国法人が法第二百二十四条の三第一項第二号又は第四号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に掲げる者と令第三百四十二条第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等（次項及び次条第二項において「株式等」という。）の譲渡の対価（令第三百四十二条第一項に規定する対価をいう。次項及び次条第二項において同じ。）の国内における受領に関する委任契約を締結している場合には、前項において準用する第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号又は第四項第四号に定める書類は、これらの規定に規定する書類のほか、当該委任契約に係る委任状又は契約書で当該個人又は外国法人の氏名又は名称及び国外の住所地の記載があるものの写しとする。

3 省略

（信託受益権の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等）

第八十一条の三十三 省略

2 前項において準用する第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号に掲げる個人（国内に住所を有しない者に限る。）又は同条第四項第四号に掲げる外国法人が法第二百二十四条の四第二号又は第三号（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に掲げる者と令第三百四十八条第一項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する信託受益権（次条第二項において「信託受益権」という。）の譲渡の対価（令第三百四十八条第一項に規定する対価をいう。次項及び次条第二項において同じ。）の国内における受領に関する委任契約を締結している場合には、前項において準用する第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号又は第四項第四号に定める書類は、これらの規定に規定する書類のほか、当該委任契約に係る委任状又は契約書でその個人又は外国法人の氏名又は名称及び国外の住所地の記載があるものの写しとする。

3 省略

（信託受益権の譲渡の対価の支払調書）

第九十条の四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において

第八十一条の二十 同上

2 前項において準用する第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号に掲げる個人（国内に住所を有しない者に限る。）又は同条第四項第四号に掲げる外国法人が法第二百二十四条の三第一項第二号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に掲げる者と令第三百四十二条第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等（次項及び次条第二項において「株式等」という。）の譲渡の対価（令第三百四十二条第一項に規定する対価をいう。次項及び次条第二項において同じ。）の国内における受領に関する委任契約を締結している場合には、前項において準用する第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号又は第四項第四号に定める書類は、これらの規定に規定する書類のほか、当該委任契約に係る委任状又は契約書で当該個人又は外国法人の氏名又は名称及び国外の住所地の記載があるものの写しとする。

3 同上

（信託受益権の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等）

第八十一条の三十三 同上

2 前項において準用する第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号に掲げる個人（国内に住所を有しない者に限る。）又は同条第四項第四号に掲げる外国法人が法第二百二十四条の四第二号（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に掲げる者と令第三百四十八条第一項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する信託受益権（次条第二項において「信託受益権」という。）の譲渡の対価の国内における受領に関する委任契約を締結している場合には、前項において準用する第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号又は第四項第四号に定める書類は、これらの規定に規定する書類のほか、当該委任契約に係る委任状又は契約書でその個人又は外国法人の氏名又は名称及び国外の住所地の記載があるものの写しとする。

3 同上

（信託受益権の譲渡の対価の支払調書）

第九十条の四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において

法第二百二十四条の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する信託受益権（以下この条において「信託受益権」という。）の譲渡の対価（法第二百二十四条の四に規定する対価をいう。以下この条において同じ。）の支払をする法第二百二十四条の四各号に掲げる者は、法第二十五条第一項第十二号（支払調書及び支払通知書）の規定により、その対価の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、その支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 省 略

（先物取引に関する支払調書）

第九十条の五 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が国内において行つた法第二百二十四条の五第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知）に規定する差金等決済（以下この条において「差金等決済」という。）に係る同項に規定する先物取引（以下この条において「先物取引」という。）の法第二百二十四条の五第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この条において「商品先物取引業者等」という。）は、法第二十五条第一項第十三号（支払調書及び支払通知書）の規定により、その先物取引の差金等決済をする者の各人別に、次の各号に掲げる先物取引の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した調書を、当該商品先物取引業者等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 市場デリバティブ取引等（法第二百二十四条の五第一項第四号に規定する市場デリバティブ取引（次号に規定する暗号資産デリバティブ取引を除く。）若しくは外国市場デリバティブ取引（次号に規定する暗号資産デリバティブ取引を除く。）又は同項第六号に規定する店頭デリバティブ取引（次号に規定する暗号資産デリバティブ取引を除く。）をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる事項

イ 省 略

ロ その年中に差金等決済により成立した市場デリバティブ取引等の種類、数量及び対価の額又は約定数値（金融商品取引業等に関する内閣

法第二百二十四条の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する信託受益権（以下この条において「信託受益権」という。）の譲渡の対価の支払をする法第二百二十四条の四各号に掲げる者は、法第二十五条第一項第十二号（信託受益権の譲渡の対価の支払調書）の規定により、その対価の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、その支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 同 上

（先物取引に関する支払調書）

第九十条の五 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が国内において行つた法第二百二十四条の五第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知）に規定する差金等決済（以下この条において「差金等決済」という。）に係る同項に規定する先物取引（以下この条において「先物取引」という。）の法第二百二十四条の五第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この条において「商品先物取引業者等」という。）は、法第二十五条第一項第十三号（先物取引に関する支払調書）の規定により、その先物取引の差金等決済をする者の各人別に、次の各号に掲げる先物取引の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した調書を、当該商品先物取引業者等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ その年中に差金等決済により成立した市場デリバティブ取引等の種類、数量及び対価の額又は約定数値（金融商品取引業等に関する内閣

府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百条第一項第五号（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）に掲げる対価の額又は約定数値をいう。第四号ロにおいて同じ。）

ハ～ヘ 省略

三 暗号資産デリバティブ取引（法第二百二十四条の五第一項第四号に規定する市場デリバティブ取引のうち金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二（定義）に掲げる暗号等資産若しくは同法第二十九条の二第一項第九号（登録の申請）に規定する金融指標に係るもの若しくは外国市場デリバティブ取引のうち当該暗号等資産若しくは当該金融指標に係るもの又は法第二百二十四条の五第一項第六号に規定する店頭デリバティブ取引のうち当該暗号等資産若しくは当該金融指標に係るものをいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる事項

イ～ヘ 省略

四 省略

（支払通知書に記載すべき事項の提供に係る電磁的方法）

第九十二条の二 法第二百二十五条第三項（支払通知書）に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。ロにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この条、次条第二号及び第九十五条の二第二項第二号（源泉徴収票に係る電磁的方法による提供の承諾）において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。イにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報（以下この条、次条第二号及び同項第二号において「記載情報」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

ロ 省略

府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百条第一項第五号（契約締結時交付書面の共通記載事項）に掲げる対価の額又は約定数値をいう。第四号ロにおいて同じ。）

ハ～ヘ 同上

三 暗号資産デリバティブ取引（法第二百二十四条の五第一項第四号に規定する市場デリバティブ取引のうち金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二（定義）に掲げる暗号資産若しくは同法第二十九条の二第一項第九号（登録の申請）に規定する金融指標に係るもの若しくは外国市場デリバティブ取引のうち当該暗号資産若しくは当該金融指標に係るもの又は法第二百二十四条の五第一項第六号に規定する店頭デリバティブ取引のうち当該暗号資産若しくは当該金融指標に係るものをいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる事項

イ～ヘ 同上

四 同上

（支払通知書に記載すべき事項の提供に係る電磁的方法）

第九十二条の二 法第二百二十五条第三項（支払通知書）に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 同上

イ 送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。ロにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この条、次条第二号及び第九十五条の二第二号（源泉徴収票に係る電磁的方法による提供の承諾）において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。イにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報（以下この条、次条第二号及び第九十五条の二第二号において「記載情報」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

ロ 同上

二 省略
2 省略

(給与等の源泉徴収票)

第九十三条 居住者に対し国内において法第二百二十六条第一項(源泉徴収票)に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)の支払をする者は、同項の規定により、その給与等の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、一通をその給与等に係る所得税の法第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長(第一号イ及び第六号イ(1)において「所轄税務署長」という。)に提出し、他の一通をその給与等の支払を受ける者に交付しなければならない。

一 省略

二 その年中に支払の確定した給与等(当該給与等が法第九十条(年末調整)の規定の適用を受けたものである場合において、その支払を受ける者がその年において他の給与等の支払者を経由して他の給与所得者の扶養控除等申告書(法第九十四条第八項(給与所得者の扶養控除等申告書))に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。第六号において同じ。)を提出したことがあるときは、令第三百十一条(再就職者等の年末調整の対象となる給与等)に規定する給与等を含む。)につきその種類及びその合計額

三 五 省略

六 給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書(法第九十五条第六項(従たる給与についての扶養控除等申告書))に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。)又は給与所得者の配偶者控除等申告書(法第九十五条の二第三項(給与所得者の配偶者控除等申告書))に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書をいう。)に記載されたところに応じ次に掲げる事項

イ 八 省略
七 十一 省略

2 前項の場合において、同一人(その年の中途において退職した者に限る。)に対するその年中の給与等の支払金額が三十万円以下であるときは、当該給与等に係る同項の源泉徴収票は、税務署長に提出することを要しない。

二 同上
2 同上

(給与等の源泉徴収票)

第九十三条 居住者に対し国内において法第二百二十六条第一項(給与等の源泉徴収票)に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)の支払をする者は、同項の規定により、その給与等の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、一通をその給与等に係る所得税の法第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長(第一号イ及び第六号イ(1)において「所轄税務署長」という。)に提出し、他の一通をその給与等の支払を受ける者に交付しなければならない。

一 同上

二 その年中に支払の確定した給与等(当該給与等が法第九十条(年末調整)の規定の適用を受けたものである場合において、その支払を受ける者がその年において他の給与等の支払者を経由して他の給与所得者の扶養控除等申告書(法第九十四条第七項(給与所得者の扶養控除等申告書))に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。第六号及び次項第三号において同じ。)を提出したことがあるときは、令第三百十一条(再就職者等の年末調整の対象となる給与等)に規定する給与等を含む。)につきその種類及びその合計額

三 五 同上

六 給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書(法第九十五条第五項(従たる給与についての扶養控除等申告書))に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。)又は給与所得者の配偶者控除等申告書(法第九十五条の二第三項(給与所得者の配偶者控除等申告書))に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書をいう。)に記載されたところに応じ次に掲げる事項

イ 八 同上
七 十一 同上

2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号の規定に該当する給与等に係る同項の源泉徴収票は、税務署長に提出することを要しない。

い。

3・4 省略

(退職手当等の源泉徴収票)

第九十四条 居住者に対し国内において法第二百二十六条第二項(源泉徴収票)に規定する退職手当等(以下この条において「退職手当等」という。

)の支払をする者は、同項の規定により、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に、その者に係る次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、一通をその退職手当等に係る所得税の法第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長(第一号イにおいて「所轄税務署長」という。)に提出し、他の一通をその退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。

一六 省略

2 前項の場合において、法人がその役員(相談役、顧問その他これらに類する者を含む。)に対して支払う退職手当等以外の退職手当等については、前項の源泉徴収票は、税務署長に提出することを要しない。

3・4 省略

(公的年金等の源泉徴収票)

第九十四条の二 居住者に対し国内において法第二百二十六条第三項(源泉

3・4 同上

(退職手当等の源泉徴収票)

一 同一人に対するその年中の法第九十条の規定の適用を受けた給与等(法第二百四十一条第二号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)に規定する者に支払う給与等及び次号に規定する給与等を除く。)の支払金額が五百万円以下である場合

二 同一人に対するその年中の法第九十条の規定の適用を受けた給与等で法人がその役員(相談役、顧問その他これらに類する者を含む。)に対して支払うものの支払金額が百五十万円以下である場合

三 同一人に対するその年中の前二号に規定する給与等以外の給与等で給与所得者の扶養控除等申告書を提出した者(前号の役員を除く。)に対してその提出の際に經由した給与等の支払者が支払うものの支払金額が二百五十万円以下である場合

四 同一人に対するその年中の前三号に規定する給与等以外の給与等の支払金額が五十万円以下である場合

3・4 同上

第九十四条 居住者に対し国内において法第二百二十六条第二項(退職手当等の源泉徴収票)に規定する退職手当等(以下この条において「退職手当等」という。)の支払をする者は、同項の規定により、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に、その者に係る次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、一通をその退職手当等に係る所得税の法第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長(第一号イにおいて「所轄税務署長」という。)に提出し、他の一通をその退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。

一六 同上

2 前項の場合において、法人がその前条第二項第二号に規定する役員に対して支払う退職手当等以外の退職手当等については、前項の源泉徴収票は、税務署長に提出することを要しない。

3・4 同上

(公的年金等の源泉徴収票)

第九十四条の二 居住者に対し国内において法第二百二十六条第三項(公的

徴収票)に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。)の支払をする者は、同項の規定により、その公的年金等の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、一通をその公的年金等に係る所得税の法第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長(第一号イ及び第七号イ(1)において「所轄税務署長」という。)に提出し、他の一通をその公的年金等の支払を受ける者に交付しなければならない。

一 八 省 略

- 2| 第九十三条第三項(給与等の源泉徴収票)の規定は、法第二百二十六条第三項後段の規定を適用する場合について準用する。
- 3| 省 略

第九十五条の二 省 略
(源泉徴収票に係る電磁的方法による提供の承諾)

- 2| 令第三百五十三条第一項に規定する給与等の支払をする者が、当該給与等の支払を受ける者から前項の規定による承諾を得ようとする場合において、当該支払をする者が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなす。

(源泉徴収票の提出の特例)

第九十五条の三 法第二百二十六条第六項(源泉徴収票)に規定する財務省

令で定める事項は、次の各号に掲げる報告書の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第二百二十六条第六項第一号に掲げる報告書 第九十三条第一項第

年金等の源泉徴収票)に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。)の支払をする者は、同項の規定により、その公的年金等の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、一通をその公的年金等に係る所得税の法第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長(第一号イ及び第七号イ(1)において「所轄税務署長」という。)に提出し、他の一通をその公的年金等の支払を受ける者に交付しなければならない。

一 八 同 上

- 2| 前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号の規定に該当する公的年金等に係る同項の源泉徴収票は、税務署長に提出することを要しない。
 - 一 同一人に対しその年中に支払う法第二百三条の三第一号から第六号までに掲げる公的年金等の支払金額が六十万円以下である場合
 - 二 同一人に対しその年中に支払う法第二百三条の三第七号に掲げる公的年金等の支払金額が三十万円以下である場合
- 3| 第九十三条第三項(税務署長の承認に係る手続)の規定は、法第二百二十六条第三項後段の規定を適用する場合について準用する。
- 4| 同 上

(源泉徴収票に係る電磁的方法による提供の承諾)

第九十五条の二 同 上

一 号イ（給与等の源泉徴収票）に定める事項、同項第二号から第五号までに掲げる事項、同項第六号イ(1)に定める事項、同号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第七号から第十一号までに掲げる事項

二 法第二十六条第六項第二号に掲げる報告書 第九十四条の二第一項第一号イ（公的年金等の源泉徴収票）に定める事項、同項第二号から第六号までに掲げる事項、同項第七号イ(1)に定める事項、同号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第八号に掲げる事項

（新株予約権の行使に関する調書）

第九十七条の二 個人又は法人に対し会社法第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（同法第二百三十九条第一項（募集事項の決定の委任）の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。第三号において同じ。）により同法第二百三十八条第一項の新株予約権若しくは同法第三百二十二条第一項（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）の決議（同条第二項の規定による定款の定めを含む。第三号において同じ。）により同法第二百七十七条（新株予約権無償割当て）の新株予約権又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四条（商法の一部改正）の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。第三号において「旧商法」という。）第二百八十条ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議により同項に規定する新株予約権（以下この項において「新株予約権」という。）の法第二百二十八条の二（新株予約権の行使に関する調書）に規定する発行又は割当てをした株式会社は、同条の規定により、その発行又は割当てに係る新株予約権の行使をした者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、当該株式会社の本店の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 七 省 略

2 省 略

（支払調書等の提出の特例）

第九十七条の四 省 略

（新株予約権の行使に関する調書）

第九十七条の二 個人又は法人に対し会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（同法第二百三十九条第一項（募集事項の決定の委任）の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。第三号において同じ。）により同法第二百三十八条第一項の新株予約権若しくは同法第三百二十二条第一項（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）の決議（同条第二項の規定による定款の定めを含む。第三号において同じ。）により同法第二百七十七条（新株予約権無償割当て）の新株予約権又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四条（商法の一部改正）の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。第三号において「旧商法」という。）第二百八十条ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議により同項に規定する新株予約権（以下この項において「新株予約権」という。）の法第二百二十八条の二（新株予約権の行使に関する調書）に規定する発行又は割当てをした株式会社は、同条の規定により、その発行又は割当てに係る新株予約権の行使をした者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、当該株式会社の本店の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 同 上

一 七 同 上

（支払調書等の提出の特例）

第九十七条の四 同 上

2 調書等を提出すべき者が法第二百二十八条の四第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項（次項、第四項及び第六項第三号において「記載事項」という。）を同条第一項に規定する税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、次項第一号に掲げる方法により提供しようとする場合には国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項（事前届出等）の規定の例により、次項第二号に掲げる方法により提供しようとする場合には同条第四項及び第六項の規定の例による。

3 5 省 略

6 令第三百五十五条第一項（支払調書等の提出の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第三百五十五条第一項の申請書の提出をする者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、所在地及び法人番号
- 二 五 省 略

7 法第二百二十八条の四第三項に規定する財務省令で定める税務署長は、令第三百五十五条第一項の所轄の税務署長への申請に基づく同条第二項又は第三項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

（開業等の届出）

第九十八条 居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業（以下この条において「事業所得等を生ずべき事業」という。）を開始し、又はその事業所得等を生ずべき事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この条において「事務所等」という。）を設け、若しくはその事務所等に移転し、若しくは廢

2 調書等を提出すべき者が法第二百二十八条の四第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項（次項、第四項及び第七項第三号において「記載事項」という。）を同条第一項に規定する税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、次項第一号に掲げる方法により提供しようとする場合には国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項（事前届出等）の規定の例により、次項第二号に掲げる方法により提供しようとする場合には同条第四項及び第六項の規定の例による。

3 5 同 上

6 令第三百五十五条第一項（支払調書等の提出の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第三百五十五条第一項の申請書の提出をする者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、所在地及び法人番号
- 二 法第二百二十八条の四第二項の承認を受けようとする旨
- 三 法第二百二十八条の四第一項第二号に規定する光ディスク等の種類
- 四 法第二百二十八条の四第一項第二号に規定する光ディスク等の規格
- 五 その他参考となるべき事項

7 令第三百五十五条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第三百五十五条第二項の申請書の提出をする者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、所在地及び法人番号
- 二 五 同 上

8 法第二百二十八条の四第三項に規定する財務省令で定める税務署長は、令第三百五十五条第二項の所轄の税務署長への申請に基づく同条第三項又は第四項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

（開業等の届出）

第九十八条 居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業（以下この条において「事業所得等を生ずべき事業」という。）を開始し、又はその事業所得等を生ずべき事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この条において「事務所等」という。）を設け、若しくはその事務所等に移転し、若しくは廢

止した場合には、法第二百二十九条（開業等の届出）の規定により、次に掲げる事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 三 省 略
- 四 その事務所等の所在地（事務所等に移転した場合には、その移転後の事務所等の所在地）
- 五 省 略

（給与等の支払をする事務所の開設等の届出）

第九十九条 国内において法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この条において「給与支払事務所等」という。）を設け、又はこれに移転し、若しくは廃止した者は、法第二百三十条（給与等の支払をする事務所の開設等の届出）の規定により、次に掲げる事項を記載した届出書を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（給与支払事務所等に移転する場合には、その移転前の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出しなければならない。

- 一 三 省 略
- 四 その届出書を提出する日の現況におけるその給与支払事務所等において給与等の支払を受ける者の人員数
- 五 省 略

別表第五(四)

令和	年分	株式等の譲渡の対価等の支払調書	省 略
----	----	-----------------	-----

備 考

- 1 この支払調書は、次に掲げる法第224条の3第2項に規定する株式等

止した場合には、法第二百二十九条（開業等の届出）の規定により、次に掲げる事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長（事務所等に移転する場で、その移転前の事務所等の所在地とその移転前の納税地とが同一であり、かつ、その移転後の事務所等の所在地とその移転後の納税地が同一であるときは、その移転前の納税地の所轄税務署長）に提出しなければならない。

- 一 三 同 上
- 四 その事務所等の所在地（事務所等に移転した場合には、その移転前の事務所等の所在地及びその移転後の事務所等の所在地）
- 五 同 上

（給与等の支払をする事務所の開設等の届出）

第九十九条 国内において法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この条において「給与支払事務所等」という。）を設け、又はこれに移転し、若しくは廃止した者は、その事実につき前条の届出書を提出すべき場合を除き、法第二百三十条（給与等の支払をする事務所の開設等の届出）の規定により、次に掲げる事項を記載した届出書を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（給与支払事務所等に移転する場合には、その移転前の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出しなければならない。

- 一 三 同 上
- 四 その届出書を提出する日の現況におけるその給与支払事務所等において給与等の支払を受ける者の職種等の別の人員数
- 五 同 上

別表第五(四)

令和	年分	株式等の譲渡の対価等の支払調書	同 左
----	----	-----------------	-----

備 考

- 1 同 左

(以下この表において「株式等」という。)の譲渡の対価(同条第1項に規定する対価をいう。以下この表において同じ。)又は同条第4項に規定する償還金等(以下この表において「償還金等」という。)について使用すること。

(1) 居住者及び恒久的施設を有する非居住者(租税特別措置法施行令第19条の3第32項の規定の適用がある場合には、同項に規定する特定株式又は承継特定株式の譲渡をする非居住者)に対し、支払う株式等の譲渡の対価又は交付する償還金等

(2) 省 略

2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1) 省 略

(2) 「区分」の欄には、株式会社(法人税法第2条第12号の6に規定する株式交換完全子法人の株式)については株式交換完全子法人株式、同条第12号の6の5に規定する株式移転完全子法人の株式については株式移転完全子法人株式、法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式については取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式については取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式については全部取得条項付種類株式、同項第5号に規定する取得条項付新株予約権については取得条項付新株予約権、租税特別措置法第37条の13の4第1項に規定する株式会社交付子会社の株式(以下この表において「株式会社交付子会社株式」という。)については株式会社交付子会社株式)、投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口をいう。)、端数(法第224条の3第1項第3号に規定する1株又は1口に満たない端数及びこれに準ずるものをいう。)、公社債投資信託の受益権、公募公社債等運用投資信託の受益権、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託の受益権(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権(特定株式投資信託の受益権を除く。))をいう。)、非公社債等投資信託の受益権(証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権をいう。)、特定目的信託の受益権(社債的受益権を除く。)、社債的受益権、特定受益証券発行信託の受益権、国債、地方債、政府関係機関債、金融債、普通社債、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、外国

(1) 居住者及び法第225条第1項第10号に規定する恒久的施設を有する非居住者(租税特別措置法施行令第19条の3第32項の規定の適用がある場合には、同項に規定する特定株式又は承継特定株式の譲渡をする非居住者)に対し、支払う株式等の譲渡の対価又は交付する償還金等

(2) 同 左

2 同 左

(1) 同 左

(2) 「区分」の欄には、株式会社(法人税法第2条第12号の6に規定する株式交換完全子法人の株式)については株式交換完全子法人株式、同条第12号の6の5に規定する株式移転完全子法人の株式については株式移転完全子法人株式、法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式については取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式については取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式については全部取得条項付種類株式、同項第5号に規定する取得条項付新株予約権については取得条項付新株予約権、租税特別措置法第37条の13の3第1項に規定する株式会社交付子会社の株式(以下この表において「株式会社交付子会社株式」という。)については株式会社交付子会社株式)、投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口をいう。)、端数(法第224条の3第1項第3号に規定する1株又は1口に満たない端数及びこれに準ずるものをいう。)、公社債投資信託の受益権、公募公社債等運用投資信託の受益権、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託の受益権(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権(特定株式投資信託の受益権を除く。))をいう。)、非公社債等投資信託の受益権(証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権をいう。)、特定目的信託の受益権(社債的受益権を除く。)、社債的受益権、特定受益証券発行信託の受益権、国債、地方債、政府関係機関債、金融債、普通社債、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、外国

社債のように記載すること。

(3)・(4) 省 略

(5) 「支払金額又は交付金額」の欄には、その年中に支払の確定した株式等の譲渡の対価の額又は交付の確定した償還金等の額を記載すること。また、租税特別措置法第37条の13の4第1項の規定の適用がある株式交付による株式交付子会社株式の譲渡については、その対価として支払うべき金額のうちに、当該株式交付により交付を受けた金銭の額又は金銭以外の資産（当該株式交付に係る同項に規定する株式会社親会社の株式を除く。）の価額がある場合には、当該株式交付子会社株式の譲渡の対価として支払うべき金額を記載するとともに、当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額の合計額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）を内書すること。

(6)～(18) 省 略

3 省 略

別表第五(旨)

令和	年分	信託受益権の譲渡の対価の支払調書
		省 略

備考

- 1 この支払調書は、居住者及び恒久的施設を有する非居住者に支払う法第224条の4に規定する信託受益権（以下この表において「信託受益権」という。）の譲渡の対価（同条に規定する対価をいう。以下この表において同じ。）について使用すること。
- 2・3 省 略

別表第八(三)

令和	年分	名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
		省 略

社債のように記載すること。

(3)・(4) 同 左

(5) 「支払金額又は交付金額」の欄には、その年中に支払の確定した株式等の譲渡の対価の額又は交付の確定した償還金等の額を記載すること。また、租税特別措置法第37条の13の3第1項の規定の適用がある株式交付による株式交付子会社株式の譲渡については、その対価として支払うべき金額のうちに、当該株式交付により交付を受けた金銭の額又は金銭以外の資産（当該株式交付に係る同項に規定する株式会社親会社の株式を除く。）の価額がある場合には、当該株式交付子会社株式の譲渡の対価として支払うべき金額を記載するとともに、当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額の合計額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）を内書すること。

(6)～(18) 同 左

3 同 左

別表第五(旨)

令和	年分	信託受益権の譲渡の対価の支払調書
		同 左

備考

- 1 この支払調書は、居住者及び第90条の4第1項の恒久的施設を有する非居住者に支払う法第224条の4に規定する信託受益権（以下この表において「信託受益権」という。）の譲渡の対価について使用すること。
- 2・3 同 左

別表第八(三)

令和	年分	名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
		同 左

備考

1 省略

2 この調書の記載の要領は、次による。

(1)・(2) 省略

(3) 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「銘柄」の欄には、その株式等の銘柄のほか、その株式等の譲渡の対価が、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「(1)」と、当該上場株式等の譲渡以外の同法第37条の11第2項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「(2)」と、同法第37条の10第1項に規定する一般株式等の譲渡に係るものである場合には「(3)」と、同法第37条の13の3第4項又は第7項の規定の適用がある同法第37条の13第1項に規定する特定株式（以下この表において「特定株式」という。）の譲渡に係るものである場合には「(4)」と記載すること。

3 省略

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十七条の二の改正規定及び第七十三条の二の改正規定並びに附則第四条及び第七条の規定 令和六年一月一日

二 第七十五条第一項の改正規定及び附則第八条の規定 令和六年十月一日

三 第七十三条の改正規定、第七十四条の改正規定、第九十三条第一項第二号の改正規定（「第百九十四条第七項」を「第百九十四条第八項」に改める部分に限る。）及び同項第六号の改正規定 令和七年一月一日

四 第六十六条の改正規定及び第九十八条の改正規定並びに附則第六条及び第十三条の規定 令和八年一月一日

五 第三十六条の四第一項の改正規定、第五十五条の改正規定、第七十八条の改正規定、第九十三条第一項第二号の改正規定（一及び次項第三号

備考

1 同左

2 同左

(1)・(2) 同左

(3) 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「銘柄」の欄には、その株式等の銘柄のほか、その株式等の譲渡の対価が、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「(1)」と、当該上場株式等の譲渡以外の同法第37条の11第2項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「(2)」と、同法第37条の10第1項に規定する一般株式等の譲渡に係るものである場合には「(3)」と、同法第37条の13の2第4項又は第7項の規定の適用がある同法第37条の13第1項に規定する特定株式（以下この表において「特定株式」という。）の譲渡に係るものである場合には「(4)」と記載すること。

3 同左

「を削る部分に限る。」、同条第二項の改正規定、第九十四条第二項の改正規定、第九十四条の二の改正規定、第九十五条の二の次に一条を加える改正規定及び第九十九条の改正規定並びに次条並びに附則第五条、第九条から第十一条まで及び第十四条の規定 令和九年一月一日

六 第七条の改正規定並びに附則第十六条及び第十七条の規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第七号に掲げる規定（同法第四十九条の規定に限る。）の施行の日

七 第八十一条の二十第二項の改正規定、第八十一条の三十三第二項の改正規定、第九十条の四第一項の改正規定、第九十条の五の改正規定及び別表第五(甲)の表の備考1の改正規定並びに附則第十五条の規定 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日

（青色専従者給与に関する届出書の記載事項等に関する経過措置）

第二条 改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十六条の四第一項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（給与等の支払者による証明等に関する経過措置）

第三条 新規則第三十六条の五第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる同項に規定する申出に基づき同項の証明が行われる場合について適用し、施行日前にされた改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十六条の五第一項に規定する書面による申出に基づき同項の書面による証明が行われた場合については、なお従前の例による。

（確定申告書に添付すべき書類等に関する経過措置）

第四条 新規則第四十七条の二第六項第三号及び第八項第三号の規定は、令和六年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。

（青色申告承認申請書の記載事項に関する経過措置）

第五条 新規則第五十五条（所得税法施行規則第六十七条において準用する

場合を含む。)の規定は、令和九年分以後の所得税につき所得税法第百四十三条(同法第百六十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の承認を受けようとする場合について適用し、令和八年分以前の所得税につき同法第百四十三条の承認を受けようとする場合については、なお従前の例による。

(青色申告をやめようとする場合の届出に関する経過措置)

第六条 新規則第六十六条(所得税法施行規則第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、令和八年分以後の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合について適用し、令和七年分以前の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合については、なお従前の例による。

(給与所得者の扶養控除等申告書等に添付すべき書類等に関する経過措置)

第七条 新規則第七十三条の二第三項第三号及び所得税法施行規則第七十四条の四(新規則第四十七条の二第六項第三号に係る部分に限る。)の規定は、令和六年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について提出する同法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び同法第百九十五条の二第三項に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書について適用する。

(給与所得者の保険料控除申告書の記載事項に関する経過措置)

第八条 新規則第七十五条第一項の規定は、令和六年十月一日以後に提出する所得税法第百九十六条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、同日前に提出した同項に規定する給与所得者の保険料控除申告書については、なお従前の例による。

(納期の特例に関する承認の申請書に関する経過措置)

第九条 新規則第七十八条の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき所得税法第百二十六条に規定する給与等及び退職手当等について適用し、同日前に支払うべき同条に規定する給与等及び退職手当等については、なお従前の例による。

(給与等の源泉徴収票に関する経過措置)

第十条 新規則第九十三条第二項の規定は、令和九年一月一日以後に提出すべき同条第一項に規定する給与等の源泉徴収票について適用し、同日前に提出すべき旧規則第九十三条第一項に規定する給与等の源泉徴収票については、なお従前の例による。

2 令和九年一月一日以後に提出すべき新規則第九十三条第一項に規定する源泉徴収票に係る新規則第九十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「枚数」とあるのは、「枚数（所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）による改正前の所得税法施行規則第九十三条第二項各号（給与等の源泉徴収票）の規定に該当する同条第一項に規定する給与等に係る別表第六（一）の表の枚数を除く。）」とする。

（公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置）

第十一条 令和九年一月一日前に提出すべき旧規則第九十四条の二第一項に規定する公的年金等の源泉徴収票に係る同条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 令和九年一月一日以後に提出すべき新規則第九十四条の二第一項に規定する源泉徴収票に係る新規則第九十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「枚数」とあるのは、「枚数（所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）による改正前の所得税法施行規則第九十四条の二第二項各号（公的年金等の源泉徴収票）の規定に該当する同条第一項に規定する公的年金等に係る別表第六（三）の表の枚数を除く。）」とする。

（源泉徴収票に係る電磁的方法による提供の承諾に関する経過措置）

第十二条 新規則第九十五条の二第二項（所得税法施行規則第百条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、新規則第九十五条の二第二項の給与等の支払をする者が施行日以後に行う同項に規定する通知について適用する。

（開業等の届出に関する経過措置）

第十三条 新規則第九十八条の規定は、令和八年一月一日以後に生ずる所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第

二百二十九条に規定する事実について適用し、同日前に生じた改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二百二十九条に規定する事実については、なお従前の例による。

（給与等の支払をする事務所の開設等の届出に関する経過措置）

第十四条 新規則第九十九条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、令和九年一月一日以後に生ずる新法第二百三十条に規定する事実について適用し、同日前に生じた旧法第二百三十条に規定する事実については、なお従前の例による。

（信託受益権の譲渡の対価の支払調書の書式に関する経過措置）

第十五条 新規則別表第五(甲)に定める書式は、附則第一条第七号に定める日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に同項の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める調書に、新規則別表第五(甲)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十六条 所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附 則

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置）

第三条 省 略

2 平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第七十九号。以下この項において「番号利用法整備令」という。）第十五条（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正前の所得税法施行令（以下「平成二十六年旧令」という。）第四十一条の二第

附 則

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置）

第三条 同 上

2 平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第七十九号。以下この項において「番号利用法整備令」という。）第十五条（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正前の所得税法施行令（以下「平成二十六年旧令」という。）第四十一条の二第

二項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）（番号利用法整備令第七条（租税特別措置法施行令の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二条の四第三項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する場合を含む。）に規定する申請書を提出した者（同日から施行日の前日までの間に第一号から第五号までに掲げる書類のいずれをも提出していない者に限る。）が、施行日以後最初に所得税法施行規則第七条第八項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）（租税特別措置法施行規則第二条の五第一項において準用する場合を含む。）に規定する届出書を提出する場合（施行日以後に第一号又は第六号に掲げる書類のいずれをも提出していない場合に限る。）における所得税法施行規則第七条第八項（租税特別措置法施行規則第二条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法施行規則第七条第八項中「次に掲げる場合に該当することとなつた場合」とあるのは「その氏名、住所又は個人番号の変更をした場合」と、「個人番号（第一号に掲げる場合には、「個人番号」と、「書類（第一号に掲げる場合には、同項各号に掲げるいずれかの書類又は次条第二項に規定する書類）」とあるのは「書類」とする。

一六 省略

第十七条 所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和四年財務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附 則

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置）

第二条 国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。次条において同じ。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第一百五号。次条において「整備省令」という。）附則第六条第一項の規定により同項に規定

二項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）（番号利用法整備令第七条（租税特別措置法施行令の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二条の四第三項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する場合を含む。）に規定する申請書を提出した者（同日から施行日の前日までの間に第一号から第五号までに掲げる書類のいずれをも提出していない者に限る。）が、施行日以後最初に所得税法施行規則第七条第八項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）（租税特別措置法施行規則第二条の五第一項において準用する場合を含む。）に規定する届出書を提出する場合（施行日以後に第一号又は第六号に掲げる書類のいずれをも提出していない場合に限る。）における所得税法施行規則第七条第八項（租税特別措置法施行規則第二条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法施行規則第七条第八項中「次に掲げる場合に該当することとなつた場合」とあるのは「その氏名、住所又は個人番号の変更をした場合」と、「個人番号（第一号に掲げる場合には、「個人番号」と、「書類（第一号に掲げる場合には、同項各号に掲げるいずれかの書類又は次条第二項に規定する書類）」とあるのは「書類」とする。

一六 同上

附 則

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置）

第二条 国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。次条において同じ。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第一百五号。次条において「整備省令」という。）附則第六条第一項の規定により同項に規定

する書類とみなされる間における所得税法施行規則第七条第二項（租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法施行規則第七条第二項中「掲げる書類（）」とあるのは、「掲げる書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条（国民年金法の一部改正）の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳（）」とする。

（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等に関する経過措置）

第三条 国民年金手帳が整備省令附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第八十一条の六第二項（所得税法施行規則第八十一条の二十第一項、第八十一条の二十五第一項、第八十一条の二十九第一項、第八十一条の三十三第一項、第八十一条の三十六第二項及び第八十一条の三十八第一項並びに租税特別措置法施行規則第三条の十七第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第八十一条の六第二項中「掲げる書類（）」とあるのは、「掲げる書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条（国民年金法の一部改正）の規定による改正前の国民年金法第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳（）」とする。

する書類とみなされる間における改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第七条第二項（租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第七条第二項中「掲げる書類（）」とあるのは、「掲げる書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条（国民年金法の一部改正）の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳（）」とする。

（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等に関する経過措置）

第三条 国民年金手帳が整備省令附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における新規則第八十一条の六第二項（所得税法施行規則第八十一条の二十第一項、第八十一条の二十五第一項、第八十一条の二十九第一項、第八十一条の三十三第一項、第八十一条の三十六第二項及び第八十一条の三十八第一項並びに租税特別措置法施行規則第三条の十七第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第八十一条の六第二項中「掲げる書類（）」とあるのは、「掲げる書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条（国民年金法の一部改正）の規定による改正前の国民年金法第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳（）」とする。